

平成 29 年 2 月 14 日

大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 352 号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

ダイワ円債セレクト

(日本国債コース／超長期国債コース／
超長期国債&住宅金融支援機構債コース／マネーコース)



当社は、平成 29 年 3 月 1 日に「ダイワ円債セレクト（日本国債コース／超長期国債コース／超長期国債&住宅金融支援機構債コース／マネーコース）」の設定と運用開始を予定しておりますので、お知らせいたします。概要は下記のとおりです。なお、下記内容は変更される場合があります。

大和投資信託からのメッセージ

私どもは、相対的に安定性が高いと考えられるわが国の債券に投資するファンドを提供させていただくこととしました。

わが国は、長く低金利状態が続いておりますが、債券の種類や残存期間によっては、魅力的なものがあります。

当ファンドでは、投資対象の異なるさまざまな債券ファンドと資金待機用のマネーファンドからなる4つのコースを用意することで、お客さまの幅広いニーズにお応えすることができるものと考えております。

記

1. ファンドの目的

各ファンドの目的は、次のとおりです。

ファンド名	ファンドの目的
日本国債コース	わが国の国債に投資し、残存期間の異なる国債の利息収入を確保するとともに、信託財産の着実な成長をめざします。
超長期国債コース	わが国の超長期国債に投資し、利息収入を確保するとともに、信託財産の着実な成長をめざします。
超長期国債&住宅金融支援機構債コース	わが国の超長期国債および住宅金融支援機構が発行する債券に投資し、信託財産の着実な成長をめざします。
マネーコース	円建ての債券を中心に投資することにより、安定した収益の確保をめざします。

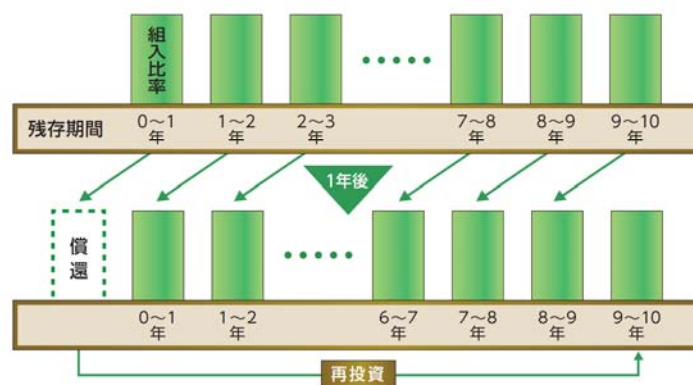
2. ファンドの特色

1 わが国の債券に投資する3つのコースとマネーコースで構成されています。

日本国債コース

- わが国の国債に投資し、残存期間の異なる国債の利息収入を確保するとともに、信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- 残存期間が最長10年程度までの国債に投資し、残存期間ごと(1年単位)の国債への投資金額がほぼ同程度となるように組入れ、一定の年限構成の維持をめざします。
※このような運用手法を**等金額投資**といいます。
- 投資対象となる国債の発行量が少ない等で流動性が低い場合には、残存期間が隣接する銘柄等で代替することがあります。

当コースの運用のイメージ



※上図は当コースにおける運用の一例であり、実際には上図のとおりにならない場合があります。

等金額投資の主な特徴

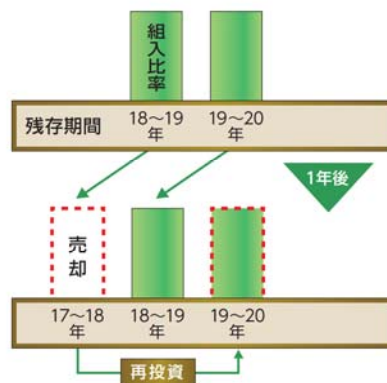
- 金利変動による債券価格への影響は、債券の残存期間により異なります。短期から長期までの残存期間の異なる債券に投資することにより、**金利変動に対するリスクを分散できると考えられます。**
- 保有債券の償還が行なわれるつど、その償還金を、長期債に再投資します。**一般に長期債は短期債と比較して利回りは高い傾向があります。**

※上記は一般的な特徴を示したものであり、等金額投資が最善であることを意味するものではありません。また、元本の安全性および将来の成果を示唆・保証するものではありません。

超長期国債コース

- わが国の超長期国債に投資し、利息収入を確保するとともに、信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- 残存期間が18年程度から20年程度までの国債に投資し、残存期間ごと(1年単位)の国債への投資金額がほぼ同程度となるように組入れ、一定の年限構成の維持をめざします。
- 投資対象となる国債の発行量が少ない等で流動性が低い場合には、残存期間が隣接する銘柄等で代替することがあります。

当コースの運用のイメージ



※上図は当コースにおける運用の一例であり、実際には上図のとおりにならない場合があります。

超長期国債&住宅金融支援機構債コース

- わが国の超長期国債と住宅金融支援機構債に均等に投資することを基本とします。



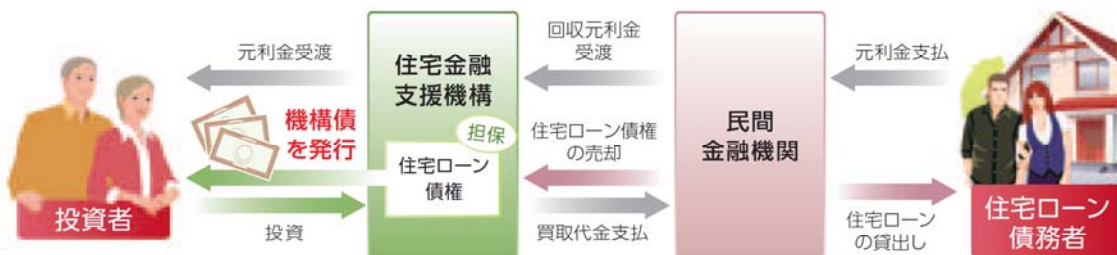
※超長期国債部分の運用については「超長期国債コース」と同様とします。

住宅金融支援機構債について

政府100%出資の住宅金融支援機構が発行する資産担証券をさします。以下「機構債」といいます。

機構債の仕組み

住宅金融支援機構が住宅ローン債権を民間金融機関から買い取り、この資産を担保として機構債を発行します。



機構債の特徴

- ◆ 一般に、新発10年国債利回りよりも高い表面利率で発行されます。
- ◆ 機構債の発行時に超過担保を設定しているため、高い信用力があります。

- ◆ 機構債は住宅ローン債権を担保としているため、住宅ローンが繰上返済されたり、延滞、支払不能が起こった場合、機構債の価格に影響を与えることがあります。くわしくは、「投資リスク」をご参照下さい。

- 機構債は、旧住宅金融公庫が発行した同種の債券である公庫債を含みます。
- 上記は一般的な機構債の仕組み・特徴であり、すべての事象等を示したものではなく、将来を保証するものではありません。

当コースは、一般社団法人投資信託協会規則の「信用リスク集中回避のための投資制限(分散投資規制)」に定められた比率を超えて、特定の発行体の発行する銘柄に集中して投資する、特化型運用を行なうファンドです。したがって、発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

マネーコース

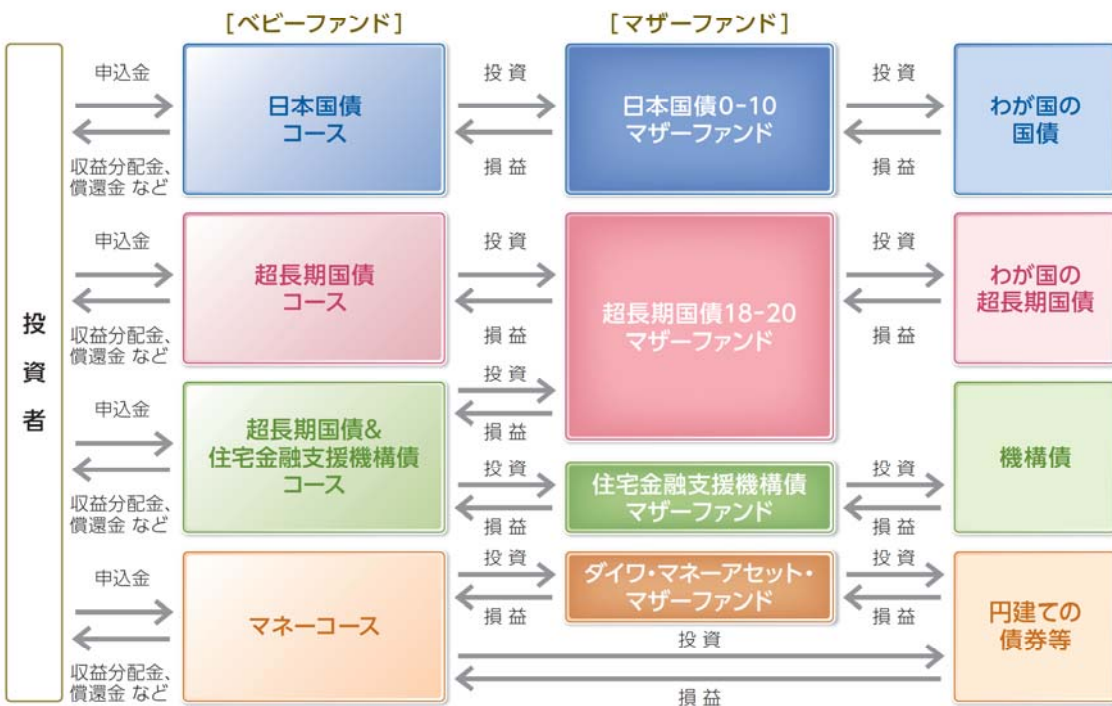
● 円建ての債券を中心に投資します。

- 投資にあたっては、残存期間が1年未満、取得時においてA-2格相当以上の債券およびコマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。

ファンドの仕組み

● 各コースは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(各コース)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。なお、マネーコースから円建ての債券等への直接投資を行なうことができるものとします。



- マザーファンドの受益証券の組入比率あるいは組入比率の合計は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- 住宅金融支援機構債マザーファンドにおいて、債券の組入比率は、通常の状態でも信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。
- 日本国債0-10マザーファンドおよび超長期国債18-20マザーファンドにおいて、運用効率化のため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、国債の組入総額および債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される時、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1の運用が行なわれないことがあります。

2 各コース間でスイッチング(乗換え)を行なうことができます。



※「マネーコース」の購入は、スイッチング(乗換え)による場合のみとなります。

3 毎年3月10日および9月10日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注)第1計算期間は、平成29年9月10日(休業日の場合翌営業日)までとします。

日本国債コース

超長期国債コース

超長期国債&住宅金融支援機構債コース

[分配方針]

- 1 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- 2 原則として、配当等収益等を中心に分配します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

マネーコース



[分配方針]

- 1 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- 2 原則として、配当等収益等を中心に分配します。ただし、配当等収益等の額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

3. 投資リスク

基準価額の変動要因

- ◆ 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- ◆ 投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因	
 公社債の価格変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
機構債固有の 投資リスク	<p>[超長期国債&住宅金融支援機構債コース]</p> 機構債は住宅ローン債権を裏付けとするため、住宅ローン債務者からの繰上返済に伴い、期限前償還されます。一般に金利変動は住宅ローンの借換えや繰上返済による期限前償還に影響を与えるため、機構債の価格は一般の債券と異なる変動をします。期限前償還は金利要因のほかに、さまざまな要因によっても変動します。 また、機構債の価格に与える影響は、住宅ローン債務者の信用状況など機構債各々の有する特性により異なります。 住宅金融支援機構が法令により解散や株式会社等の法人となった場合などには、機構債は信託受益権へと変更され住宅金融支援機構による信用力がなくなるため、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。 また、住宅金融支援機構や機構債に関する法制度の変更等によっても影響を受けます。
 特定銘柄への 集中投資リスク	<p>[超長期国債&住宅金融支援機構債コース]は、住宅金融支援機構が発行している機構債に集中して投資するため、住宅金融支援機構の業績・財務状況・規制等の変化により大きな影響を受けます。そのため、市場動向にかかわらず基準価額の変動が大きくなる可能性があります。</p>
そ の 他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押し下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。 <p>[マネーコース]においては、資金の管理にあたって費用が発生することがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。</p>

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

4. ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限)0.54%(税抜0.5%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料率等	費用の内容																													
運用管理費用 (信託報酬)	<p>【マネーコース】以外のコース 年率0.7452% (税抜0.690%)以内</p> <p>【マネーコース】 各月ごとに決定するものとし、各月の1日から各月の翌月の1日の前日までの運用管理費用(信託報酬)の率は、各月の前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に0.54(税抜0.5)を乗じて得た率とします。ただし、当該率が年率0.972%(税抜0.90%)を超える場合には、年率0.972%(税抜0.90%)とし、当該率が年率0.000108%(税抜0.0001%)を下る場合には、年率0.000108%(税抜0.0001%)とします。</p>	運用管理費用の総額は、毎日、信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。																													
委託会社	配分については、 下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。																													
販売会社		運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。																													
受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。																													
	<p>【マネーコース】以外のコース 前記の運用管理費用(年率)は、毎月10日(休業日の場合翌営業日)(当初設定日から平成29年3月10日(休業日の場合翌営業日)までの期間については当初設定日の前営業日)における新発10年国債の利回り(日本相互証券株式会社発表の終値)に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。</p> <p>新発10年国債の利回りが</p> <p>イ. 1%未満の場合 …………… 年率0.1836%(税抜0.17%) ロ. 1%以上2%未満の場合 …… 年率0.3132%(税抜0.29%) ハ. 2%以上3%未満の場合 …… 年率0.4212%(税抜0.39%) ニ. 3%以上4%未満の場合 …… 年率0.5292%(税抜0.49%) ホ. 4%以上5%未満の場合 …… 年率0.6372%(税抜0.59%) ヘ. 5%以上の場合 …………… 年率0.7452%(税抜0.69%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>〈運用管理費用の配分〉 (税抜)(注1)</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前イ. の場合</td> <td>年率0.075%</td> <td>年率0.075%</td> <td rowspan="6">年率0.02%</td> </tr> <tr> <td>前ロ. の場合</td> <td>年率0.135%</td> <td>年率0.135%</td> </tr> <tr> <td>前ハ. の場合</td> <td>年率0.185%</td> <td>年率0.185%</td> </tr> <tr> <td>前ニ. の場合</td> <td>年率0.235%</td> <td>年率0.235%</td> </tr> <tr> <td>前ホ. の場合</td> <td>年率0.285%</td> <td>年率0.285%</td> </tr> <tr> <td>前ヘ. の場合</td> <td>年率0.335%</td> <td>年率0.335%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【マネーコース】 上記による総額を次の比率で配分します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24.44%</td> <td>66.67%</td> <td>8.89%</td> </tr> </tbody> </table>	〈運用管理費用の配分〉 (税抜)(注1)	委託会社	販売会社	受託会社	前イ. の場合	年率0.075%	年率0.075%	年率0.02%	前ロ. の場合	年率0.135%	年率0.135%	前ハ. の場合	年率0.185%	年率0.185%	前ニ. の場合	年率0.235%	年率0.235%	前ホ. の場合	年率0.285%	年率0.285%	前ヘ. の場合	年率0.335%	年率0.335%	委託会社	販売会社	受託会社	24.44%	66.67%	8.89%	
〈運用管理費用の配分〉 (税抜)(注1)	委託会社	販売会社	受託会社																												
前イ. の場合	年率0.075%	年率0.075%	年率0.02%																												
前ロ. の場合	年率0.135%	年率0.135%																													
前ハ. の場合	年率0.185%	年率0.185%																													
前ニ. の場合	年率0.235%	年率0.235%																													
前ホ. の場合	年率0.285%	年率0.285%																													
前ヘ. の場合	年率0.335%	年率0.335%																													
委託会社	販売会社	受託会社																													
24.44%	66.67%	8.89%																													
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。																													

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。


(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。


※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。


※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

5. ご参考

◆ 販売会社：大和証券

 <p>購入時</p>	購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位 なお、[マネーコース]の購入は、スイッチング(乗換え)による場合のみとなります。
	購入価額	購入申込受付日の基準価額(1万口当たり)
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。

 <p>換金時</p>	換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
	換金価額	換金申込受付日の基準価額(1万口当たり)
	換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

 <p>申込について</p>	申込締切時間	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
	購入の申込期間	平成29年3月1日から平成30年6月5日まで ただし、終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入の申込みを取消すことがあります。
	スイッチング(乗換え)	各コースの間でスイッチング(乗換え)を行なうことができます。

 その他	信託期間	平成34年3月10日まで(平成29年3月1日当初設定) 受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長 できます。
	繰上償還	【各コース共通】： 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託 会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)が できます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき 【マネーコース】： 他の3コースのすべてが繰上償還となる場合には、受託会社と合意のうえ、信託 契約を解約し、繰上償還させます。
	決算日	毎年3月10日および9月10日(休業日の場合翌営業日) (注)第1計算期間は、平成29年9月10日(休業日の場合翌営業日)までとします。
	収益分配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。 なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合があり ますので、販売会社にお問合わせ下さい。
	信託金の限度額	各コースについて5,000億円
	公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[http://www.daiwa-am.co.jp/] に掲載します。
	運用報告書	毎計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所 にお届けします。 また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用 はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。なお、 当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があり ますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※平成28年12月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される 場合があります。

◆ 受託会社：みずほ信託銀行

6. その他

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書（交付目論見書）」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

以上